

令和3年第2回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和3年6月

目 次

同意案第 9 8 号	公平委員会委員の選任の同意について……………	1
議案第 9 9 号	請負契約の締結について……………	3

同意案第98号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月24日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 広島市
氏 名 下 中 奈 美

(提案理由)

東広島市公平委員会委員柳本良逸氏が死去したため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議案第 99 号

請負契約の締結について

令和 3 年度消防庁舎等整備事業（仮称）東広島消防署高屋分署造成工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 24 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 3 年度消防庁舎等整備事業（仮称）東広島消防署高屋分署造成工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 7,105 万円

4 契約の相手方

東広島市西条中央二丁目 7 番 5 号

株式会社明成

代表取締役 尾 原 睦 明

(提案理由)

令和3年度消防庁舎等整備事業(仮称)東広島消防署高屋分署造成工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。